

独立行政法人地域医療機能推進機構 次期中期計画案の概要



JCHO 独立行政法人
(ジェイコー) 地域医療機能推進機構

はじめに

第1期中期目標期間においては、運営費交付金が交付されない法人として財政的に自立した運営が強く求められる状況の下、地域医療及び地域包括ケアに積極的に貢献すべく、地域医療のニーズに応じた医療機能の提供、医療と介護とを一体的に提供できる強みを活かした在宅療養への支援等に取り組み、超高齢社会における地域住民の生活を支えてきた。

第2期中期目標期間においては、地域医療及び地域包括ケアに大きく貢献し、地域住民の生活を支えていくとともに、地域医療構想の実現に資する範囲で、次の3つの取組を重点的な事項と位置付けて取り組んでいくこととする。

1. 各病院それぞれが、自院の機能や特性等を踏まえ、「**やりたい医療ではなく求められる医療をする**」という意識の下、地域医療構想調整会議などを通して地域の他の医療機関と連携し、**地域で求められる役割を確実に果たすこと**。
2. 在宅復帰を支援するとともに、**地域の在宅療養を支える中心的役割を担い**、介護予防から人生の最終段階における医療・ケアまで**シームレスにサービスを提供すること**。
3. **本部と病院のコミュニケーションをより一層円滑化しつつ**、地域医療機構に与えられた使命を果たすために必要な、財政的に自立した運営を持続させるよう、**建替えなど大型投資の効率化を始めとした個々の病院の経営改善に取り組むこと**。

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 診療事業

将来の医療需要の動向を踏まえるとともに、地域協議会等を活用しながら地域のニーズの把握に努め、地域の実情に応じ、地域の他の医療機関等との連携を図ることにより、地域での取組が十分でない分野を積極的に補完するなど、都道府県で策定された地域医療構想の実現に貢献するとともに、地域包括ケアの要として予防・介護とシームレスに医療を提供する体制の充実・強化に取り組む。

(1) 効果的・効率的な医療提供体制の推進

① 地域の他の医療機関等との連携

地域連携クリティカルパスの整備や地域包括ケア病棟の活用などを通し、地域の他の医療機関等との連携・協力を一層推進する。

② 5疾病・5事業等の実施

これまで地域医療機構※の各病院が取り組んできた5疾病・5事業等について、各病院の機能や特性等を踏まえ、地域で求められる役割を確実に果たすよう努める。

特に、救急搬送の受入体制の確保、在宅医療、認知症対策及びへき地等の医師不足地域への医師の派遣に取り組む。 ※ 独立行政法人地域医療機能推進機構（以下、同じ。）

また、大規模災害が発生した場合は、国や自治体と連携し、被災地の実情に応じた持続的な支援を行う。

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 診療事業

- ③ 質の高い医療の提供
クリティカルパスの活用、臨床評価指標の活用、職種間の協働に基づくチーム医療の実施に取り組む。
- ④ 地域におけるリハビリテーションの実施
急性期・回復期においては、治療開始後、より早期からのリハビリテーションの実施、維持期においては、訪問リハビリテーションや通所リハビリテーションを積極的に行う。

(2) 予防・健康づくりの推進

地域住民を対象とした公開講座等を開催し、地域社会に貢献する教育活動を実施することにより、地域住民の主体的な健康の維持増進を図る。

また、健康診断受診者のニーズの多様化に対応し、地域住民の主体的な健康の維持増進のため、特定健康診査項目を含む人間ドックや生活習慣病予防健診の強化に加え、豊富なオプションをそろえることにより施設内健診の充実を図り、効果的な特定健康診査、特定保健指導等を実施し、生活習慣病予防をはじめとする予防・健康管理対策を推進する。

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

2 介護事業

病院に隣接し、病院と一体的に運営されているという地域医療機構の老健施設※等の特色を活かし、地域の住民が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、介護予防から人生の最終段階における医療・ケアまでシームレスに提供し、地域包括ケアの要として地域において期待される役割を果たす。

※ 介護老人保健施設（以下、同じ。）

(1) 在宅復帰の推進

老健施設において、医療ニーズの高い者を受け入れ、安心安全なケアが実施できる体制を充実・強化し、医療と介護との連携の推進に積極的に取り組む。

また、在宅療養のニーズを踏まえ、在宅復帰の推進に取り組む。

(2) 在宅療養支援の推進

訪問看護ステーションにおいて、重症者の受入や休日や時間外における利用者及びその家族等からの電話等による相談に適切に対応する体制を充実・強化する。

また、訪問看護に関わる人材の育成、地域住民の相談支援、地域の他の医療機関等との連携といった地域支援を通し、地域の在宅療養を支える中心的役割を担う。

(3) 介護予防事業及び自立支援・重度化予防の実施

地域包括支援センターをはじめ、行政と連携し、介護予防事業を積極的に実施する。

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

3 病院等の利用者の視点に立った医療及び介護の提供

(1) 分かりやすい説明と相談しやすい環境の推進

患者やその家族等が医療内容をよく理解し、患者自身が適切な治療を選択できるよう、相手にとって分かりやすい説明を心掛けるとともに、患者やその家族等の意向を十分に尊重し、お互いの信頼関係の下、患者自身が主体的に医療に参加できる相談体制を整える。

また、入院前から退院後の生活を見据えて、必要となる支援を早期に開始し、患者やその家族等に対する支援体制を強化する。

このような患者サービスの向上を促進するため、患者満足度調査等により利用者のニーズを的確に把握し、取り組むことにより、利用者やその家族等から選ばれる病院等を目指す。

さらに、看取り期においては、人生の最終段階における医療・ケアの方針について、利用者及びその家族等と十分に話し合い、利用者の意思を尊重した医療・ケアを実施する。

(2) 医療事故・院内感染の防止の推進

医療安全管理及び感染管理の均てん化に向けて取り組む。

医療事故の原因・防止対策の共有化により、未然防止策の適切な実施を推進する。

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

4 教育研修事業

(1) 質の高い人材の確保・育成

地域医療機構の全国ネットワークを活用し、地域の他の医療機関等とも連携しつつ、高度急性期から慢性期まで幅広い医療を提供している地域医療機構の特色を活かした臨床研修プログラムやキャリアパスの見直しを図ることにより、質の高い職員を確保・育成する。

特に、総合的な診療能力を持つ医師の育成、医師又は歯科医師の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助を行う看護師や高度な看護実践能力及び高度なマネジメント能力を持ち、医師など多職種との協働により、チーム医療を積極的に提供していくことのできる質の高い看護師の育成に取り組む。

また、JCHO調査研究事業の推進により、全職員の教育研修環境を整える。

さらに、附属看護専門学校や臨地実習の受入病院では、地域包括ケアの推進に寄与できる人材を育成するため、質の高い教育を実施する。感染対策、認知症対応力、看取り等の研修を実施し、質の高い介護従事者の育成に取り組む。

(2) 地域の医療・介護従事者に対する教育

地域の医療従事者を対象とした糖尿病や感染予防などの研修や地域の介護従事者を対象とした喀痰吸引や認知症などの研修の充実により、地域の医療・介護の質の向上を図る。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 効率的な業務運営体制の推進

地域医療機構が果たすべき役割を確実に実施できるよう、本部と病院とのコミュニケーションが一層円滑に行われ、それぞれの役割分担が明確で相互に密接に連携し合える組織体制とするとともに、ガバナンスが確保できる組織体制とする。

- (1) 本部・地区組織・各病院の役割分担
- (2) 効率的・弾力的な病院組織の構築
- (3) 職員配置
- (4) 「働き方改革」への対応

「働き方改革」を実現するため、職員全体の勤務環境の改善に取り組む。また、医師の勤務負担の軽減や労働時間短縮のため特にタスク・シフティングの推進等、国の方針に基づいた取組を着実に実施する。

- (5) 業績等の評価
- (6) IT化に関する事項

人事給与・財務会計システムをデータセンターへ更改・移設し、2019年度から24時間対応で管理できる体制を構築する。

地域医療機能の向上及び連携並びに厚生労働省が進める医療情報データベースシステムへのデータ提供等を実現するため、電子カルテ導入率を90%以上とする。

また、医療部門を含めたIT整備に係る方針、PDCAサイクル計画を策定し、当該計画を確実に進める。

2 業務運営の見直しや効率化による収支改善

各病院の特性を活かした良質な医療及び介護の提供しつつ、財政的に自立した運営をする。

第3 予算、収支計画及び資金計画

1 経営の改善

地域医療機構全体として、中期目標期間の各年度の損益計算において、**経常収支率を100%以上とする。**

2 長期借入金の償還確実性の確保

各病院の機能の維持を図りつつ、投資を合理的かつ計画的に行うことにより、中・長期的な地域医療機構の固定負債を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上適切なものとなるよう努める。

第4 短期借入金の限度額

第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとする時は、その計画

第7 剰余金の使途

第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 職員の人事に関する計画

良質な医療及び介護を効果的・効率的に提供していくため、医療及び介護を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応するとともに、経営に十分配慮する。

2 医療機器・IT・施設設備の整備に関する計画

3 積立金の処分等に関する事項

4 内部統制、会計処理

マニュアルの更新や研修により、業務の標準化、職員の能力向上及び役職員の認識の共有を図るとともに監事監査・内部監査を含めた検査態勢を必要に応じ見直す。

5 コンプライアンス、監査

各組織における取組の強化や職員への周知、研修会の開催により職員の倫理観を高めていく。

6 情報セキュリティ対策の強化

地域の医療機能の向上及び地域医療機構の業務最適化の観点並びに政府統一基準群に基づいて定めた情報セキュリティポリシーに従い情報セキュリティ対策を講じる。

7 広報に関する事項

ホームページ等を活用し積極的な広報・情報発信に努める。

8 病院等の譲渡

独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成17年法律第71号）第14条を踏まえた適切な対応を行う。

9 その他（既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組）